

国立社会保障・人口問題研究所データポリシー

令和3年3月25日
所長伺い定め

1. 目的

国立社会保障・人口問題研究所（以下「研究所」という。）は、国立の試験研究機関として、社会保障及び人口問題に関する調査研究を行い、政策議論の基礎となるエビデンスの提供を行うとともに、社会保障及び人口問題に関する情報を幅広く収集することを使命としている。少子高齢化によって、社会保障に関する既存の制度の見直しや新たな施策の展開が喫緊の課題となる中で、研究所が調査研究等の業務を通じて得られた研究データを広くかつ利用しやすい形式で公開することは、研究所に課せられた重要な使命の一つである。

本データポリシーは、こうした考え方のもと、研究所における研究データの保存、管理及び利活用等についての基本的な方針を定めるものである。

2. 対象とする研究データの定義

本基本方針において、「研究データ」とは、研究所における調査研究事業の過程において収集又は生成される情報のうち、広い意味で科学的な価値を持ち、汎用的かつ長期的に利用できるものをいう。正確性、信頼性が確認されていない情報、汎用的な利用を想定していない情報、長期的な利用を想定していない一時的な情報などは含まない。

「研究データ」の代表例としては、以下があげられる。

- ① 研究所が実施する調査研究事業を通じて生成されたデータ
- ② 統計法に基づき研究所が実施する調査の調査票情報及び集計結果

3. 研究データの保存・管理・運用・セキュリティについて

研究所は、統計法（平成19年法律第53号）、公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）及びその他法令（内部規程を含む。以下同じ。）に従うほか、研究データを適切に保存・管理するものとする。

4. 研究データの公開について

研究所は、統計法、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）その他法令に定めるところに従うほか、研究データのうち研究の成果である論文、報告書等を公開するものとする。ただし、次の各号に掲げるものについては、その限りでない。

- ① 個人情報の保護の観点から、公開することが妥当でないもの
- ② 法令又は契約により開示方法又は内容が制限されているもの
- ③ 統計法に基づく調査以外の調査によって得られた情報であって、調査対象主体との間で、当該情報の利用目的、研究成果の公表方法等に関して特段の合意がなされているもの
- ④ その他研究所所長が指定したもの

5. 研究データの公開方式について

研究所は、公開された研究データ（以下「公開データ」という。）について、その円滑な利用を促すため、リポジトリ又は研究所のホームページ等により、一般に利用可能な形式で提供するものとする。

6. 公開データの帰属及び利用条件

- (1) 公開データの知的財産権（知的財産基本法（平成 14 年法律第 122 号）第 2 条第 2 項に定義するもの）は、原則として、研究所に帰属するものとする。ただし、競争的資金による調査研究の成果に係る知的財産権については、別に定める場合を除き、研究者に帰属するものとする。
- (2) 利用者は、公開データを、営利目的、非営利目的を問わず、無償で利用することができる。
- (3) 利用者は、公開データを利用する場合は、その出典として国立社会保障・人口問題研究所又はその他適切な事項を明示するものとする。
- (4) 利用者は、公開データを編集又は加工して利用する場合には、その事実を明示するものとする。

7. 研究データの公開時期及び期間

- (1) 研究所は、公開することができる研究データを、特段の定めがない限り、可能な限り速やかに公開するものとする。
- (2) 公開データの公開期間は、特段の事情がない限り、その終期を設けないものとする。ただし、法令の定めにより、保存期限が定められている場合は、この限りではない。

8. 免責

研究所は、利用者が公開データを用いて行う一切の行為について何ら責任を負わないものとする。